

平成20年度 第2回

伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成20年12月18日（木）

午後2時～午後4時

場所：伊達市役所本庁舎・特別会議室

1, 開会

2, 会長あいさつ

3, 協議

(1) 道路運送法第9条第4項の協議について

(2) 地域公共交通総合連携計画（素案）について

(3) パブリックコメントの実施について

4, その他

5, 閉会

道路運送法

(種類)

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。 *無償運送は含まない。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）例：路線バス・デマンド型乗合タクシー

(運行形態：路線定期運行・路線不定期運行・区域運行)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（乗車定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）例：観光バス

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（乗車定員 11 人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）例：タクシー

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第四条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(許可申請)

第五条 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、地域公共交通会議又は協議会において協議が調っているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

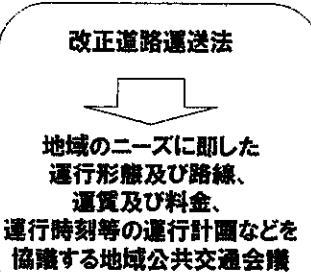
道路運送法施行規則

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 法第九条第三項又は第四項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする。

伊達市地域公共交通活性化協議会



地域公共交通の活性化
及び再生に関する法律

地域公共交通活性化・再生
総合事業の受け皿となる
地域の関係者による協議会
いわゆる法定協議会

2つの協議会の性格を持つ

伊達市
地域公共交通活性化
協議会

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成20年12月18日の伊達市地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

伊達市保原町

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

デマンド型区域運行（すべて伊達市保原町地内）

- ・まちなか：保原町内の市街化区域、行政区域（阿武隈急行線と東根川と県道150号線に囲まれた区域）、保原総合運動公園、周辺医療機関
- ・西部地区：上保原、大柳、高成田、字黄金町
- ・南部地区：柱田、所沢、富沢、字桑田、字舟橋、字岡代、字太田中、字大田、字村岡、字八幡台
- ・東部地区：大泉、大立目、二井田、金原田、中瀬、字西ノ内、字東台後、字台後、字東小蓋、字西猫川、字東猫川、字下河原、字豊田、字半道、字大和、字将監、字北河原、字六万坊、字東新田、字西新田、みずほ
- ・北部地区：字小幡町、字八幡町、字宮内町、字豊町、字中瀬町、字柏町、字古川端、字小蓋、字清水町

* まちなかと重複する地域はまちなか優先

（字舟橋、字東台後、字中道、字柏町、大泉字道城場、大泉字大地内）の一部

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・地区内移動及び各地区からまちなかまで：300円
- ・まちなかエリア内の移動：200円

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

- (1) 使用車両 ジャンボタクシー及び小型タクシー
- (2) 運行事業者 ㈲丸和保原タクシー及び新達交通㈱
- (3) 運行日・時間 平日の8:30~17:00
(祝日、お盆、年末年始を除く)

平成20年12月18日

伊達市地域公共交通活性化協議会
会長 仁志田 昇司

伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び連携計画の変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市企画部企画調整課（以下「企画調整課」という。）内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。

3 事務局員は、企画調整課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に關し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額2,600円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の收支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第15条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を企画調整課内に置く。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別

に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 19 年度の会計年度は、第 12 条の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 18 日から始まる。

別表（第 4 条関係）

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第12条第3項の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、伊達市の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

(予算科目)

第3条 予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適性に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監

査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（1）収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雜入	1 雜入

（2）支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第16条の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

(公印の管理方法)

第3条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

(公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

(公印の新調又は廃止)

第5条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
伊達市地域 公共交通活 性化協議会 会長之印	伊達市地域 公共交通活 性化協議会 会長之印	てん書	方21	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

伊達市公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	代表者職名	代表者	地城公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司	計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	教授	吉岡 正彦	学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画事務官	清野 和也	その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県北地方振興局	県民課課長	遠藤 義広	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課課長	久留飛 克典	公安委員会・都道府県警察
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第二課課長	岩渕 敦	道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	堀田 洋一	道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	松浦 裕行	道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	菅崎 守雄	公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平	公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	寺田 光	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	尾形 篤一	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
13	社団法人福島タクシー協会	県北支部長	宍戸 清治	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	有限会社丸和保原タクシー	代表取締役	寺島 剛	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
15	有限会社梁川タクシー	代表取締役	宍戸 清治(重複)	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
16	有限会社ふくしま中央交通	支配人	高橋 好雄	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
17	有限会社月館タクシー	代表取締役	菅野 午三	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 達雄	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
19	伊達町内会東地区連合会	会長	鈴木 益美	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
20	梁川町自治組織連絡会	会長	八巻 康雄	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	保原町内会連合会	会長	須永 英次	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	前玉山町新多目的交通システム運行委員会	副委員長	直江 市治	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
23	前月館町新多目的交通システム調査委員会	委員長	佐藤 满明	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
24	伊達市PTA連絡協議会	会長	菅野 鉄也	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市連合婦人会	会長	大森 球子	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	伊達市連合婦人会	副会長	小野 洋子	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	伊達市連合婦人会	副会長	菅井 ハルヨ	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
28	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭	地域公共交通の利用者・住民又は旅客
29	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	三ノ輪 好昭	その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者が運転者が組織する団体
30	自交総連福島地方連合会	執行委員長	山崎 良博	その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
31	伊達市商工会	会長	佐藤 勇	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
32	保原町商工会	会長	佐藤 覧司	その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの

